



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】近時の注目労働判例

令和3年度は、労務管理の実務上、注目すべき労働判例がいくつか示されました。テーマ別に判決の概要と押さえておきたい実務上のポイントを取り上げます。

【労働者派遣と業務請負】

-東リ事件-

大阪高判R3.11.4

【判決の要旨】

業務請負契約のもとで就労していた労働者が、労働者派遣法による「偽装請負」であったと認定された。

Point !

労働者派遣法の適用を免れる目的で偽装請負を装っていたと判断された結果、「労働契約みなし申込制度」が適用された。

Check!

「労働者派遣と請負の区分基準（告示37号）」を確認

【労働契約の更新判断】

-ドコモ・サポート事件-

東京地判R3.6.16

【判決の要旨】

入社時に最長の契約期間は5年（更新回数4回）とする有期労働契約に基づき、期間満了時点の雇止めを認めた。

Point !

①無期契約労働者への登用制度が存在したこと、②入社時点で5年を超える雇用継続はないことを承知したこと、等から雇止めを有効とした。

Check!

「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」を確認

【即戦力社員の採用拒否】

-日本オラクル事件-

東京地判R3.11.12

【判決の要旨】

即戦力として採用した労働者を試用期間満了の直後に行った解雇を有効と認めた。

Point !

解雇日が試用期間満了後でも、試用期間中に解雇日を明示したことで本採用拒否（留保解約権の行使）が認められた。

Check!

高収入で雇用された即戦力社員は通常の労働者より解雇のハードルが緩やになる



ここがポイント

● 労働契約みなし申込制度と告示37号

「労働契約申込みなし制度」とは、派遣先企業が労働者派遣法に違反行為をしたときに、派遣労働者が派遣先に対して派遣元企業と同じ労働条件で雇用することを申込できる制度です。

違反行為のひとつに上記判例の「偽装請負」を行った場合が定められています。

労働者派遣と業務請負の実態判別は複雑なところがあるため、厚生労働省では「37号告示」によって、派遣と請負の判断基準を示しています。

労務Room Q & A

Q

試用期間中と本採用後の解雇基準は、異なるのですか？

A

解雇の有効性については、労働契約法第16条（解雇権濫用法理）がベースになっています。

判例上、試用期間中の解雇は、本採用後の解雇に比べて、会社の解雇権を幅広に認める傾向があります。

また即戦力で採用した労働者は、新卒労働者のような教育訓練の必要もないとされ、解雇も寛容傾向にあります。

【知るも知らぬも】 今月のトピックス

身分証の更新

先月、2つの身分証が更新されました。

ひとつは「**運転免許証**」です。

運転免許証の更新といえば安全運転講習がお約束です。コロナ禍の教室には、机もなく受講者同士も間隔を空けたものでした。

講習では前回の更新から道路交通法に大きな改正があったことを知らされました。高齢者運転対策と「**あおり運転**」の厳罰化です。自動車をめぐる痛ましい事故や事件の多くが、この5年間の出来事であったことを思い出しながら聴講しました。

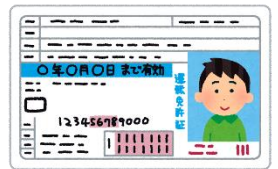
もうひとつは「**東京都社会保険労務士会の会員証**」です。

社会保険労務士として登録すると事務所の所在地の都道府県会に所属します。弊所は東京都社会保険労務士会の会員になります。こちらも5年ぶりの更新でした。

身分証に付き物なのが写真撮影です。提示を求められなければ披露するものでもないのに、柄にもなく身だしなみを気にするのは自意識過剰でしかありません。

運転免許証も社労士会の会員証も望めば更新前のものを保管することができます。

前者は返却して、後者は手元にあります。5年後、一体どんな顔をしているのやら。



【**魚くん探知記**】 今月の一尾

鱧 : はも

ハモは「梅雨の水を飲んで美味しくなる」といわれ、夏の滋養食の代名詞です。

西日本では、大阪の天神祭や京都の祇園祭で振る舞われることから家庭的な食材ですが、関東では外食する高級食の印象が強いですか。

天ぷらや蒲焼でも食べますが、一択するなら「湯引き」です。梅肉を少しつけて食べれば、その清涼感に暑気も吹き飛びます。

小骨の細かさや鋭さは有名で、骨切包丁をい用のこなすのは熟練の技を要します。

毎度のオチが思いつかないまま、余白がなくなってきてしまいました。

う〜む…、あ、そうでした。

歯も鋭いです。



【**一劇必撮**】 今月一枚



富岳風穴（蚕の貯蔵庫）

発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-15

天翔代々木ビル2階

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-3370-3733

URL : <http://www.mikura-sr.com>

個人情報の保護に敏感です



SRP II
認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者